

[事案 28-329] 転換契約無効請求

・平成 29 年 10 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換時、死亡保障がなくなることなどについて説明を受けていなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 8 月に契約した終身保険について、平成 19 年 2 月に利率変動積立型終身保険に転換したが、死亡保障と解約返戻金がなくなることの説明を受けていないので、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、契約転換前後の保障内容および積立金の取崩しや積立金の推移について説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約転換時の募集人の説明が不適切であったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 事情聴取の結果によれば、申立人は募集人に対し、転換前契約の死亡保障がどうなるのか何度も質問し、それに対して募集人はその都度説明していたとされる。しかし、募集人において、申立人の理解を得るための的確な説明が尽くされたのか疑問が残ると判断された。

(2) 転換後契約の期間満了一時金の受取りに関する書面の取扱いについて、募集人は保険会社の定めにした対応を行った。